

# 都城市立地適正化計画 誘導区域に係る届出制度の手引き



平成31年1月

都 城 市

## I 制度概要

(1)立地適正化計画制度の概要 .....	1
(2)誘導区域の届出要件(本手引きの適用範囲).....	1
(3)届出制度の概要 .....	2
(4)区域境界上の敷地における誘導区域の判断 .....	2

## II 住宅の開発・建築行為等に係る届出

(1)届出の対象となる行為.....	3
(2)届出書類の作成 .....	4

## III 誘導施設の開発・建築行為等に係る届出

(1)届出の対象となる行為.....	5
(2)対象となる施設.....	6
(3)届出書類の作成 .....	7

## IV 居住誘導区域に関する届出様式（記入例）

(1)居住誘導区域外の開発行為(様式10) .....	8
(2)居住誘導区域外 of 建築行為等(様式11).....	9
(3)居住誘導区域外 of 開発行為、建築行為等の変更(様式12) .....	10

## V 都市機能誘導区域に関する届出様式（記入例）

(1)都市機能誘導区域外 of 開発行為(様式18) .....	11
(2)都市機能誘導区域外 of 建築行為等(様式19).....	12
(3)都市機能誘導区域外 of 開発行為、建築行為等の変更(様式20) .....	13
(4)都市機能誘導区域内 of 誘導施設の休廃止(様式21) .....	14

## VI 誘導区域図

(1)全体図.....	15
(2)中心地区(東側).....	16
(3)中心地区(西側).....	17
(4)沖水地区 .....	18
(5)中郷地区 .....	19
(6)志和池地区.....	20
(7)庄内地区 .....	21
(8)山之口地区.....	22
(9)高城地区 .....	23
(10)山田地区 .....	24
(11)高崎地区.....	25

## I 制度概要

### (1) 立地適正化計画制度の概要

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中において、安全で快適な生活環境を確保し、歩いて暮らせる生活拠点づくりを推進するため、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を進める必要があります。このため、医療・福祉施設等がまとまって立地し、それぞれの生活拠点と中心市街地を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで、まちづくりを取り組む必要があります。本市では「都城市立地適正化計画(以下、本計画)」を策定し、平成31年1月31日に公表しました。

本計画の公表に伴い、誘導区域外では都市再生特別措置法に基づき、届出が義務づけられます。

なお、本計画は、緩やかな誘導を図る計画であるため、届出を求めますが、立地を規制するものではありません。

### (2) 誘導区域の届出要件(本手引きの適用範囲)

立地適正化計画区域(都市計画区域)内で一定規模の開発行為等を行う場合には、届出が必要となります。以下の表により、届出要件に該当する場合には、市長への届出が必要となりますので、本手引きをご参照ください。

#### 【誘導区域の届出要件】

区域	計画の概要	建築の形態	建築の場所
居住誘導区域	開発・建築の計画	いずれかに該当 ○住宅目的の開発行為 ○3戸以上の住宅の建築行為 (新築・改築・用途変更・開発)	以下の2つに該当 ○都市計画区域 ○居住誘導区域 <sup>※2</sup> の外側
都市機能誘導区域		以下に該当 ○誘導施設 <sup>※1</sup>	以下の2つに該当 ○都市計画区域 ○都市機能誘導区域 <sup>※2</sup> の外側
	休廃止の予定		以下の2つに該当 ○都市計画区域 ○都市機能誘導区域

#### ※1 誘導施設一覧

都市機能誘導施設			
商業機能	生鮮三品取扱店(スーパーマーケット等) ※床面積 500㎡超		
医療機能	保健センター <sup>※3</sup>	児童福祉施設	子育て世代活動支援センター <sup>※3</sup>
	病院・診療所	文化施設	図書館 <sup>※3</sup>

※2 居住誘導区域・都市機能誘導区域については、「VI 誘導区域図」(P15～P25)をご参照ください。

※3 地域交流センターを併設する施設に限る。

### (3) 届出制度の概要

本市では、都城市立地適正化計画を平成31年1月31日に都市再生特別措置法第81条第18項の規定に基づき、公表しました。

これにより、一定規模以上の開発行為や建築行為等を行う場合に、市長への届出が義務づけられます。

目的	誘導区域外の住宅や誘導施設の立地動向を事前に把握するもの。	
届出の対象区域	都市計画区域(都城広域・高崎)	
運用開始日	平成31年1月31日	
届出の対象行為	○住宅の開発・建築行為	「Ⅱ 住宅の開発・建築行為等に係る届出」 (P3～P4)参照
	○誘導施設の開発・建築行為	「Ⅲ 誘導施設の開発・建築行為等に係る届出」 (P5～P7)参照
	○誘導施設の休止又は廃止	
届出日	行為着手の30日前まで	
届出場所	都城市姫城町6街区21号 都城市土木部都市計画課(TEL:0986-23-2762(直通))	
届出の様式	窓口に設置するほか、HPからもダウンロードできます。 ※「Ⅳ 居住誘導区域に関する届出様式(記入例)」(P8～P10) 「Ⅴ 都市機能誘導区域に関する届出様式(記入例)」(P11～P14) に従って必要事項をご記入の上、届出書の提出をお願いします。	

#### 【届出の流れ】

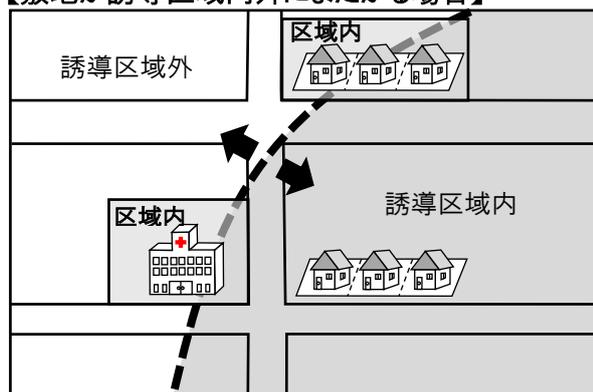


※対象行為の届出については、いち早く情報を把握するため、開発許可・建築確認申請等の前に余裕を持って届出していただきますよう御協力をお願いします。

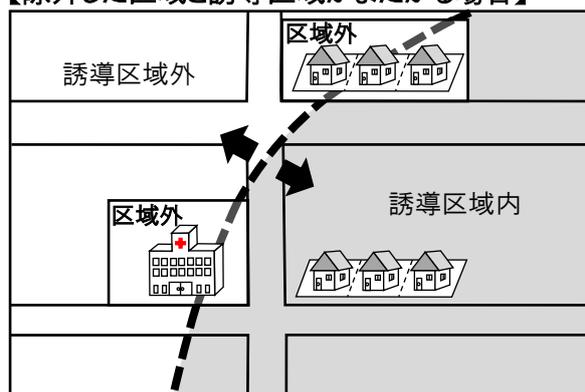
### (4) 区域境界上の敷地における誘導区域の判断

敷地が誘導区域内外にまたがる場合には、誘導区域内として取り扱います。ただし、誘導区域の設定条件として除外した区域(災害の想定される区域等)については、誘導区域から除外することとします。

#### 【敷地が誘導区域内外にまたがる場合】



#### 【除外した区域と誘導区域がまたがる場合】



## II 住宅の開発・建築行為等に係る届出

### (1) 届出の対象となる行為

#### 【都市再生特別措置法第88条第1項】

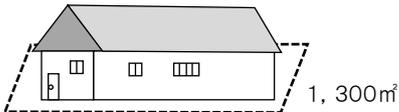
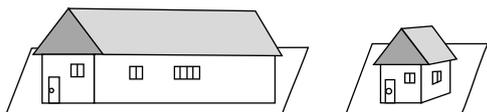
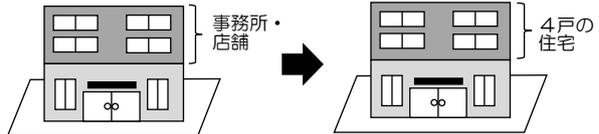
立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域において、以下の行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市への届出が義務付けられています。

#### 【届出対象行為】

開発行為	①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築・用途変更	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※「住宅」:戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物

#### 【届出の対象となる場合のイメージ】

開発行為	建築・用途変更				
<p><b>【①の例示】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>届出必要</td> <td>3戸以上の開発</td> </tr> </table> 	届出必要	3戸以上の開発	<p><b>【①の例示】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>届出必要</td> <td>3戸を新築</td> </tr> </table> 	届出必要	3戸を新築
届出必要	3戸以上の開発				
届出必要	3戸を新築				
<p><b>【②の例示】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>届出必要</td> <td>1戸の住宅の建築目的の開発でその規模が1,300㎡</td> </tr> </table> 	届出必要	1戸の住宅の建築目的の開発でその規模が1,300㎡	<table border="1"> <tr> <td>届出不要</td> <td>1戸を新築</td> </tr> </table> 	届出不要	1戸を新築
届出必要	1戸の住宅の建築目的の開発でその規模が1,300㎡				
届出不要	1戸を新築				
<table border="1"> <tr> <td>届出不要</td> <td>2戸の住宅の建築目的の開発でその規模が800㎡</td> </tr> </table> 	届出不要	2戸の住宅の建築目的の開発でその規模が800㎡	<p><b>【②の例示】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>届出必要</td> <td>3戸以上の住宅への用途変更</td> </tr> </table> 	届出必要	3戸以上の住宅への用途変更
届出不要	2戸の住宅の建築目的の開発でその規模が800㎡				
届出必要	3戸以上の住宅への用途変更				

※具体的な区域は、「VI 誘導区域図」(P15~P25)をご参照の上、都市計画課へご相談ください。

## (2) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書(様式)に添付図書を添えて行います。

### 【届出を行う際に必要な書類】

<b>開発行為の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第10(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)P8参照】</li> <li>○添付図書             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)</li> <li>◆設計図(縮尺100分の1以上)</li> </ul> </li> </ul>
<b>建築行為の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第11(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)P9参照】</li> <li>○添付図書             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)</li> <li>◆建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)</li> <li>◆位置図(縮尺1,000分の1以上)</li> </ul> </li> </ul>
<b>上記の届出内容を変更する場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第12(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)P10参照】</li> <li>○添付図書 上記のそれぞれの場合と同様</li> </ul>

### 【届出を必要としない軽易な行為】

以下のような軽易な行為については、届出を必要としない場合があります。

対象行為	概要
<b>住宅等の開発・建築行為等</b> 【都市再生特別措置法第88条第1項】 【都市再生特別措置法施行令第27条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為</li> <li>◆上記の住宅等の新築</li> <li>◆改築又は用途変更により上記の住宅等とする行為</li> </ul> </li> <li>○非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>○都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為</li> </ul>

### Ⅲ 誘導施設の開発・建築行為等に係る届出

#### (1) 届出の対象となる行為

##### 【都市再生特別措置法第108条第1項】

立地適正化計画区域内の都市機能誘導区域外の区域において、以下の行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市への届出が義務付けられています。

##### 【届出対象行為】

開発行為	○誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築・用途変更	○誘導区域外で誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	○誘導区域外で建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
	○誘導区域外で建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

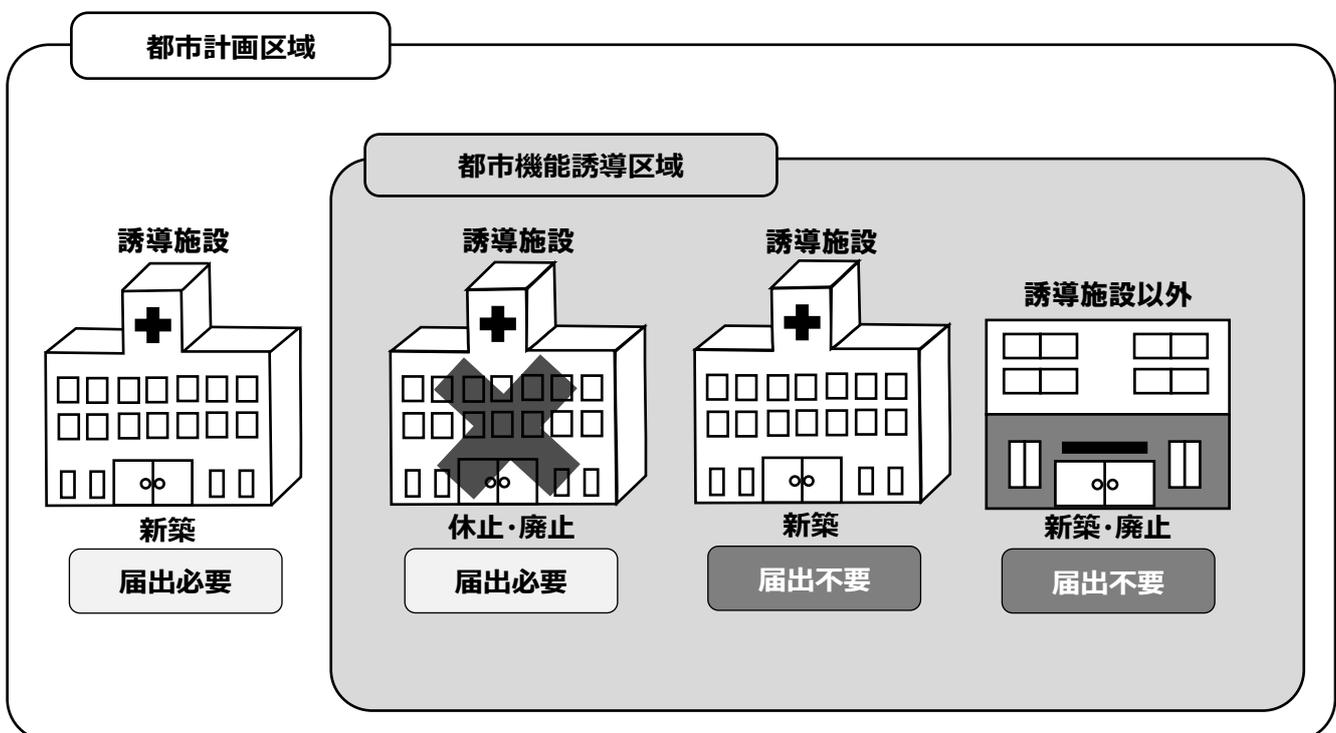
##### 【都市再生特別措置法第108条の2第1項】

都市機能誘導区域内の区域において、以下の行為を行う場合には、行為を行う30日前までに市への届出が義務付けられています。

##### 【届出対象行為】

休廃止	○誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
-----	----------------------------

##### 【届出の対象となる区域イメージ】



## (2) 対象となる施設

### 【届出の対象となる施設】

○:届出必要    ー:届出不要

都市機能誘導施設		立地適正化計画区域			
		都市機能誘導区域			都市機能誘導区域外
		中心拠点	市街地系生活拠点	田園系生活拠点	
商業機能	生鮮三品取扱店※床面積 500 ㎡超 (スーパーマーケット等)	ー	ー	ー	○
医療機能	保健センター (地域交流センターを併設)	ー	○	○	○
	病院、診療所	ー	ー	ー	○
児童福祉施設	子育て世代活動支援センター (地域交流センターを併設)	ー	○	○	○
文化施設	図書館 (地域交流センターを併設)	ー	○	○	○

※届出が必要な施設は、都市機能誘導区域の種類によって異なります。

### 【拠点の種類と対象地区】

拠点	地区(地域)
中心拠点	市中心部(中心市街地周辺)
市街地系生活拠点	中心地区(姫城・妻ヶ丘・小松原・祝吉・五十市・横市)、沖水地区
田園系生活拠点	中郷地区、志和池地区、庄内地区、山之口地区、高城地区、山田地区、高崎地区

### 【届出対象施設の法的位置づけ】

施設	誘導施設	法的位置づけ
商業施設	住民の日常生活に必要な生鮮三品・日用品を取り扱う店舗等の床面積が500㎡を超える小売店舗(スーパーマーケット等)	都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例に規定する「集落居住環境保全型地区」の面積要件を参考に設定。
医療施設	①保健センター ②病院、診療所	①地域保健法第18条 ②医療法第1条の5
児童福祉施設	子育て世代活動支援センター	都市再生整備計画の交付対象施設
文化施設	図書館	図書館法第2条第1項

※具体的な施設は、上表をご参照の上、都城市都市計画課へご相談ください。

### (3) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書(様式)に添付図書を添えて行います。

#### 【届出を行う際に必要な書類】

開発行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第18(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)P11参照】</li> <li>○添付図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)</li> <li>◆設計図(縮尺100分の1以上)</li> </ul> </li> </ul>
建築行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第19(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)P12参照】</li> <li>○添付図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)</li> <li>◆建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)</li> <li>◆位置図(縮尺1,000分の1以上)</li> </ul> </li> </ul>
上記の届出内容を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第20(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)P13参照】</li> <li>○添付図書 上記のそれぞれの場合と同様</li> </ul>
休廃止の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出書【様式第21(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)P14参照】</li> <li>○添付図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)</li> <li>◆休廃止の決定に係る図書</li> <li>◆都市機能の用途及び面積が分かる書類等</li> </ul> </li> </ul>

#### 【届出を必要としない軽易な行為】

以下のような軽易な行為については、届出を必要としない場合があります。

対象行為	概要
<b>誘導施設の建築・開発行為等</b> 【都市再生特別措置法第108条第1項】 【都市再生特別措置法施行令第35条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>◆誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為</li> <li>◆上記の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築</li> <li>◆改築又は用途変更により誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為</li> </ul> </li> <li>○非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>○都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為</li> </ul>

## IV 居住誘導区域に関する届出様式（記入例）

### （1）居住誘導区域外の開発行為（様式10）

様式第10(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

#### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成 ●●年●●月 ●●日  
都城市長 殿

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地

氏名 株式会社○○

代表取締役□□ □□

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

株式会社  
●●●●  
代表印

開発行為の工事着手年月日を記入

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（住所）	都城市 ●●町■番地
	2 開発区域の面積	□, □□□. □□ 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅
	4 工事の着手予定年月日	平成●●年●●月●●日
	5 工事の完了予定年月日	平成●●年●●月●●日
	6 その他必要な事項	<p>地目：宅地                      (開発行為の目的) 専用住宅(10区画) 用造成                      (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地                      株式会社△△設計 担当：☆☆                      TEL：○○○-○○○-○○○○</p>

開発行為の目的  
等を記入

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## (2) 居住誘導区域外の建築行為等（様式11）

様式第11(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅の新築  
建築物を改築して住宅等とする行為  
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

平成 ●●年●●月 ●●日 ← 届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

都城市長 殿

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地  
氏名 株式会社○○  
代表取締役□□ □□  
連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

株式会社  
代表印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在：都城市 ●●町■番地 地目：宅地 面積：□, □□□. □□m <sup>2</sup>
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	建築行為等の目的等を記入
4 その他必要な事項	(行為の目的) 共同住宅(10戸)の建築 (行為の着手予定年月日) 平成●●年●●月●●日 (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△設計 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

### (3) 居住誘導区域外の開発行為、建築行為等の変更（様式12）

様式第12(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

平成●●年 ●●月 ●●日

都城市長 殿

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地

氏名 株式会社○○

代表取締役□□ □□代表印

印

連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

当初に届出をした年月日を記入

1 当初の届出年月日：

平成●●年 ●●月 ●●日

2 変更の内容：

変更内容の変更前後がわかるように記入

開発区域面積の変更 □, □□□. □□m<sup>2</sup> ⇒ ◇, ◇◇◇. ◇◇m<sup>2</sup>

3 変更部分に係る行為の着手予定日：

平成●●年 ●●月 ●●日

変更部分に係る開発行為等の  
工事着手年月日を記入

4 変更部分に係る行為の完了予定日：

平成●●年 ●●月 ●●日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## V 都市機能誘導区域に関する届出様式（記入例）

### （1）都市機能誘導区域外の開発行為（様式18）

様式第18(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)

#### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成●●年 ●●月 ●●日  
都城市長 殿

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地

氏名 株式会社○○

代表取締役□□ □□

連絡先 ○○○○-○○-○○○○



開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称（住所）	都城市 ●●町■番地
	2 開発区域の面積	□, □□□. □□ 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設
	4 工事の着手予定年月日	平成●●年 ●●月 ●●日
	5 工事の完了予定年月日	平成●●年 ●●月 ●●日
	6 その他必要な事項	<p>地目：宅地 (建築物の詳細な用途) 生鮮食料品売場 ◇◇◇㎡ 薬局 ◇◇◇㎡</p> <p>(連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△設計 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○○</p>

誘導施設の詳細を記入

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## (2) 都市機能誘導区域外の建築行為等（様式19）

様式第19(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

平成●●年 ●●月 ●●日 ← 届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

都城市長 殿

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地  
氏名 株式会社○○  
代表取締役□□ □□  
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

株式会社  
印  
表印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在：都城市 ●●町■番地 地目：宅地 面積：□, □□□. □□㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	誘導施設の詳細を記入
4 その他必要な事項	(建築物の詳細な用途) 生鮮食品売場 ◇◇◇㎡ (行為の着手予定年月日) 平成●●年●●月●●日 (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△設計 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○○

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

### (3) 都市機能誘導区域外の開発行為、建築行為等の変更（様式20）

様式第20(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

平成●●年 ●●月 ●●日

都城市長 殿

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地

氏名 株式会社○○

代表取締役□□

株式会社  
印

印

連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

当初に届出をした年月日を記入

1 当初の届出年月日： 平成●●年 ●●月 ●●日

2 変更の内容：

建築物の用途の変更 生鮮食料品売場 ⇒ 薬局

変更内容の変更前後がわかるように記入

変更部分に係る開発行為等の工事着手年月日を記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 平成●●年 ●●月 ●●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 平成●●年 ●●月 ●●日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

#### (4) 都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止 (様式21)

様式第21(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入  
(休廃止の30日前まで)

平成●●年 ●●月 ●●日

都城市長 殿

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地

氏 名 株式会社○○

代表取締役□□ □代表印

印

連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

株式会社  
代表印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

(名称) ○○病院

(用途) 病院

該当する誘導施設を記入

(所在地) ●●市◆◆町■番地

2 休止(廃止)しようとする年月日:

平成●●年 ●●月 ●●日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

平成●●年●●月●●日 ~ 平成●●年●●月●●日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

休止中は、倉庫として使用

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

建築物は、解体する。跡地については、別事業者へ売却予定。

除却予定日: 平成●●年●●月●●日

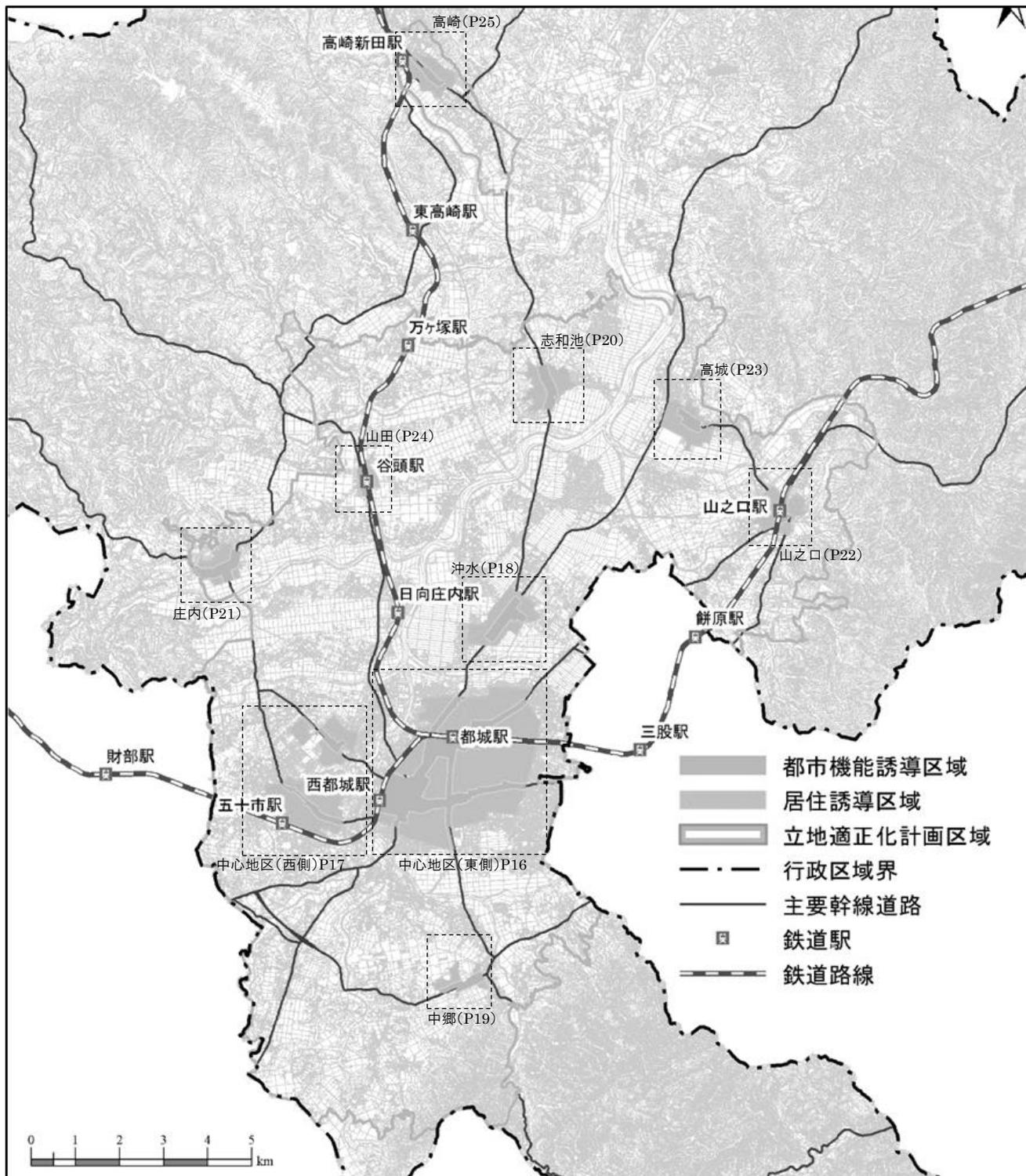
注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

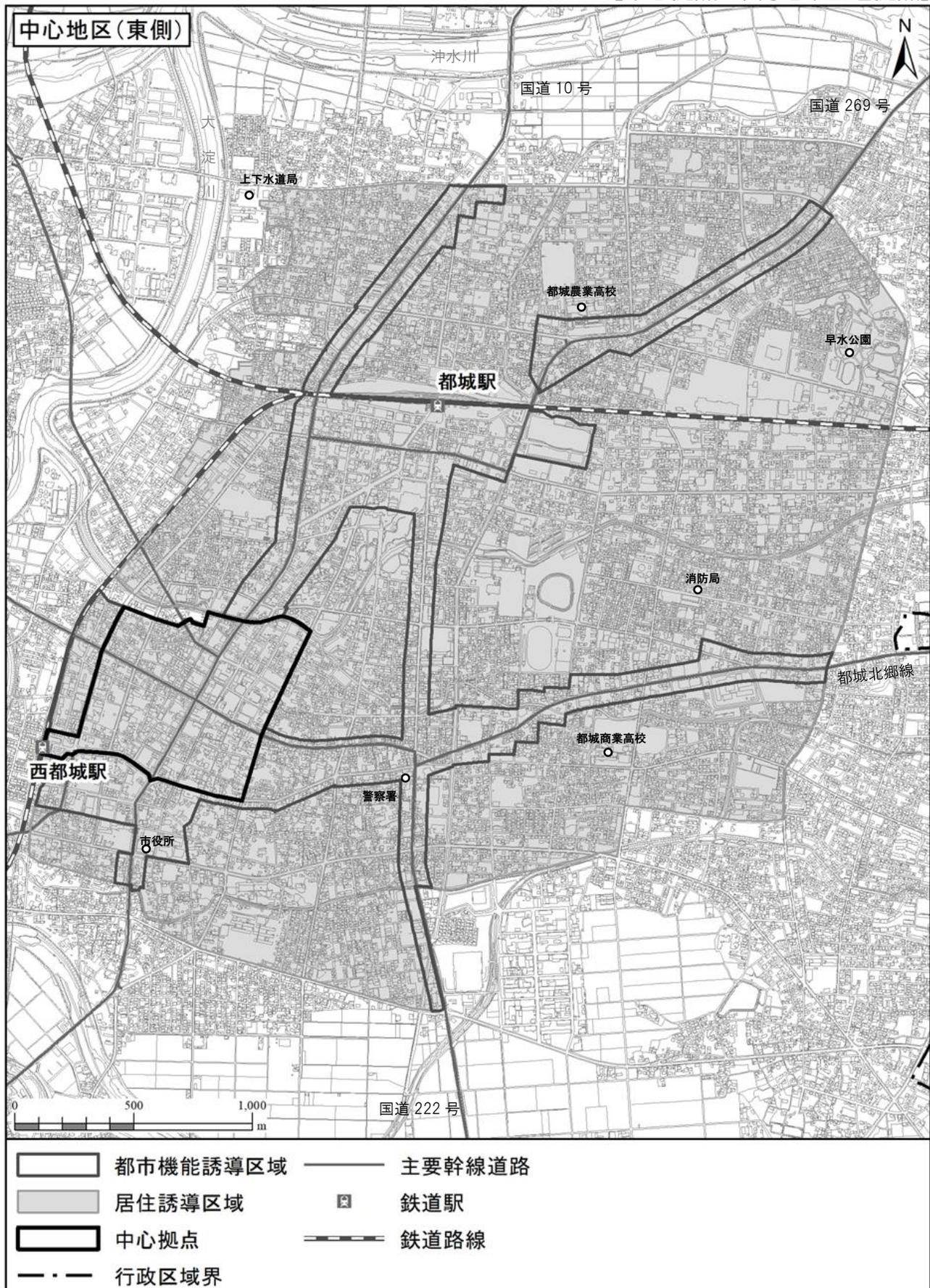
# VI 誘導区域図

## (1) 全体図



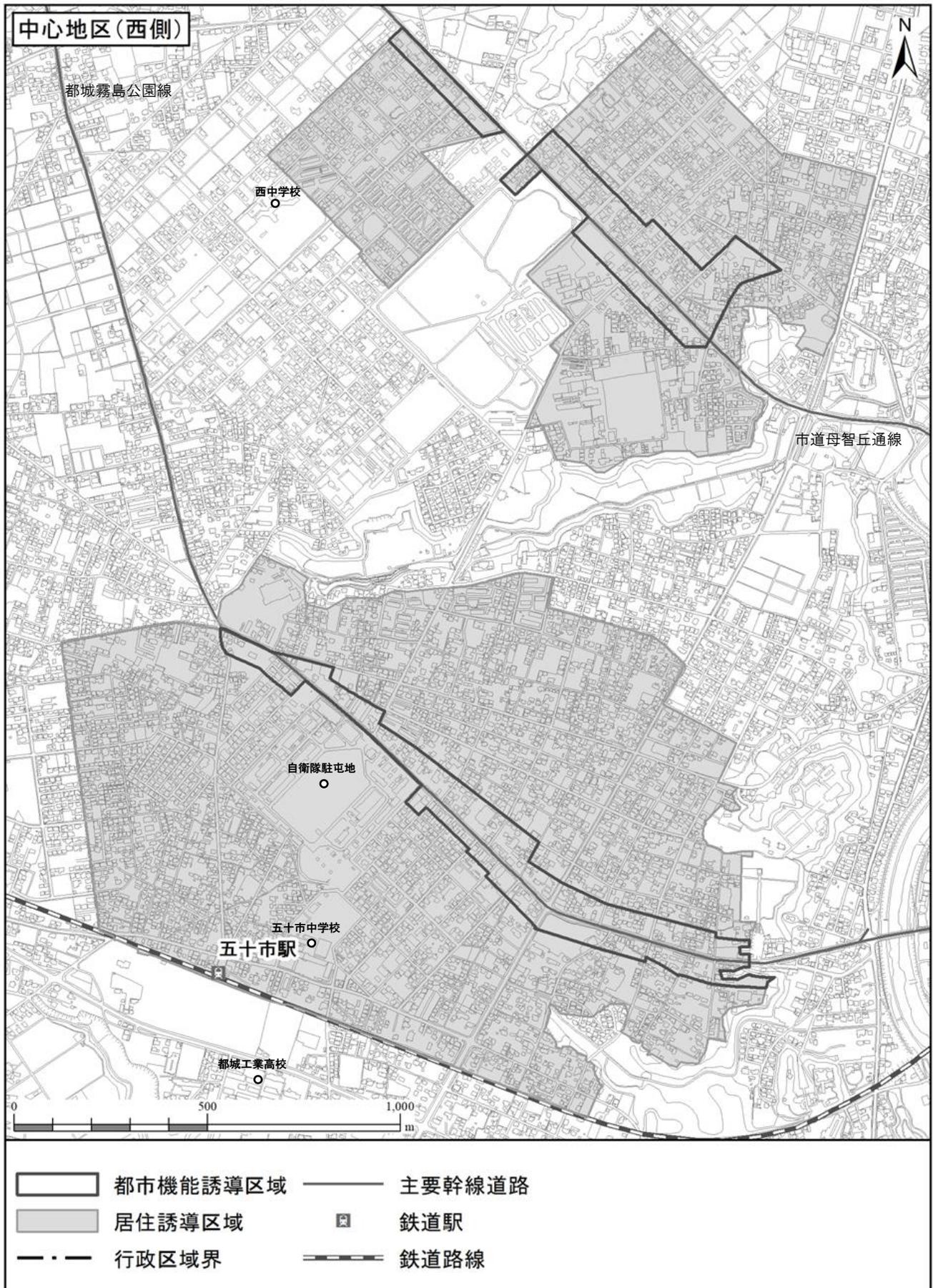
(2) 中心地区(東側)

【中心拠点・市街地系生活拠点】



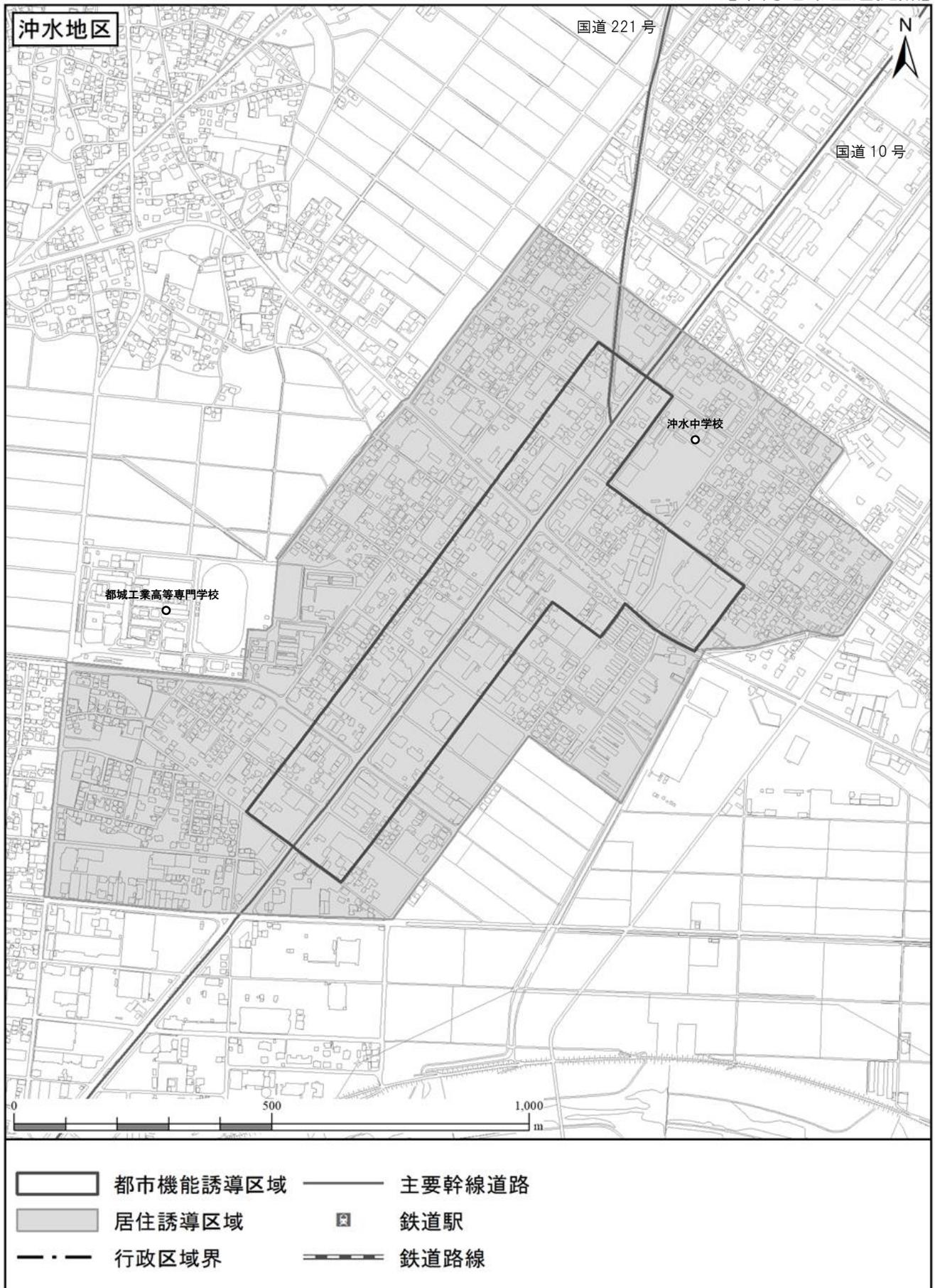
(3) 中心地区(西側)

【市街地系生活拠点】



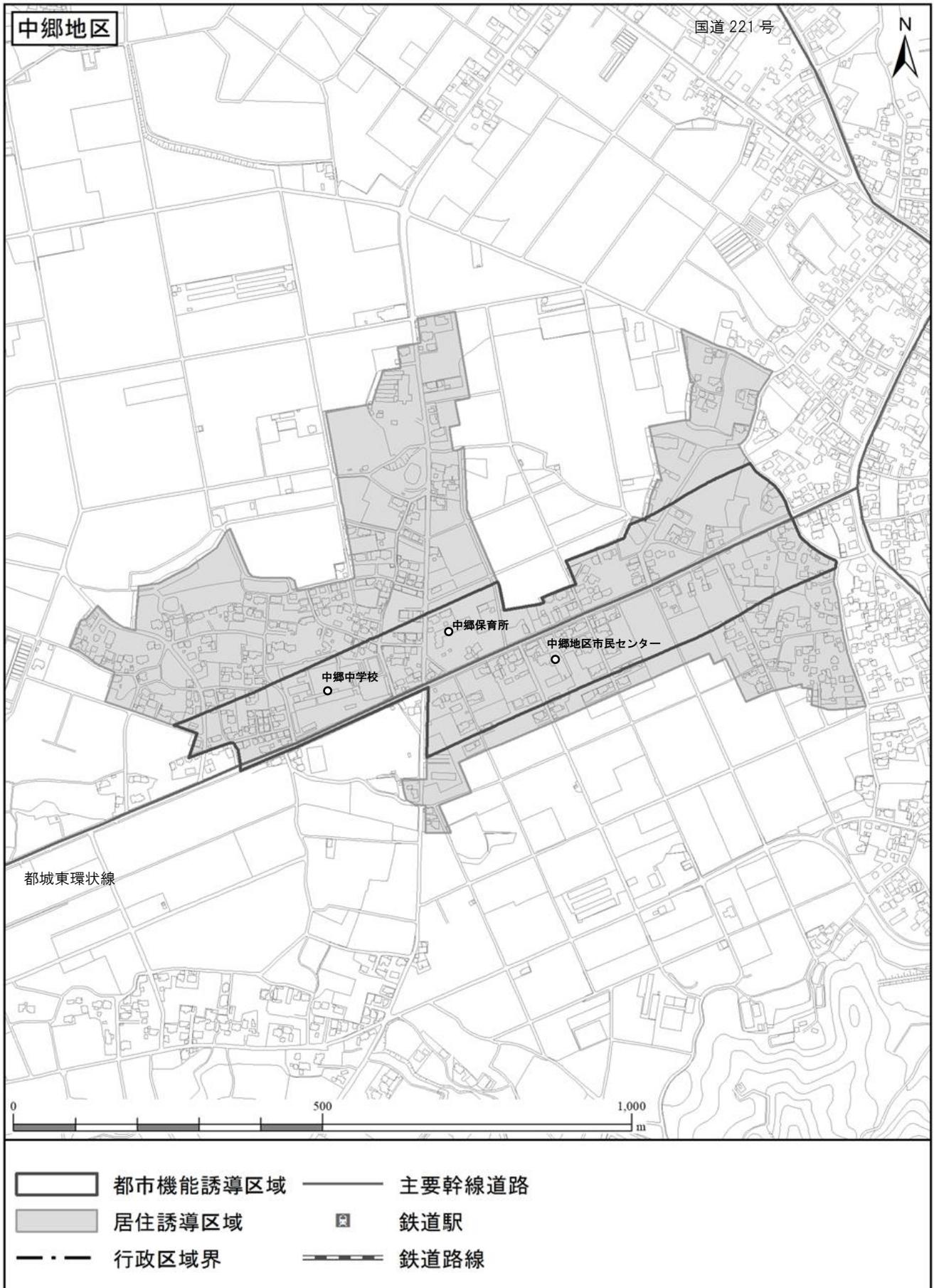
(4) 沖水地区

【市街地系生活拠点】



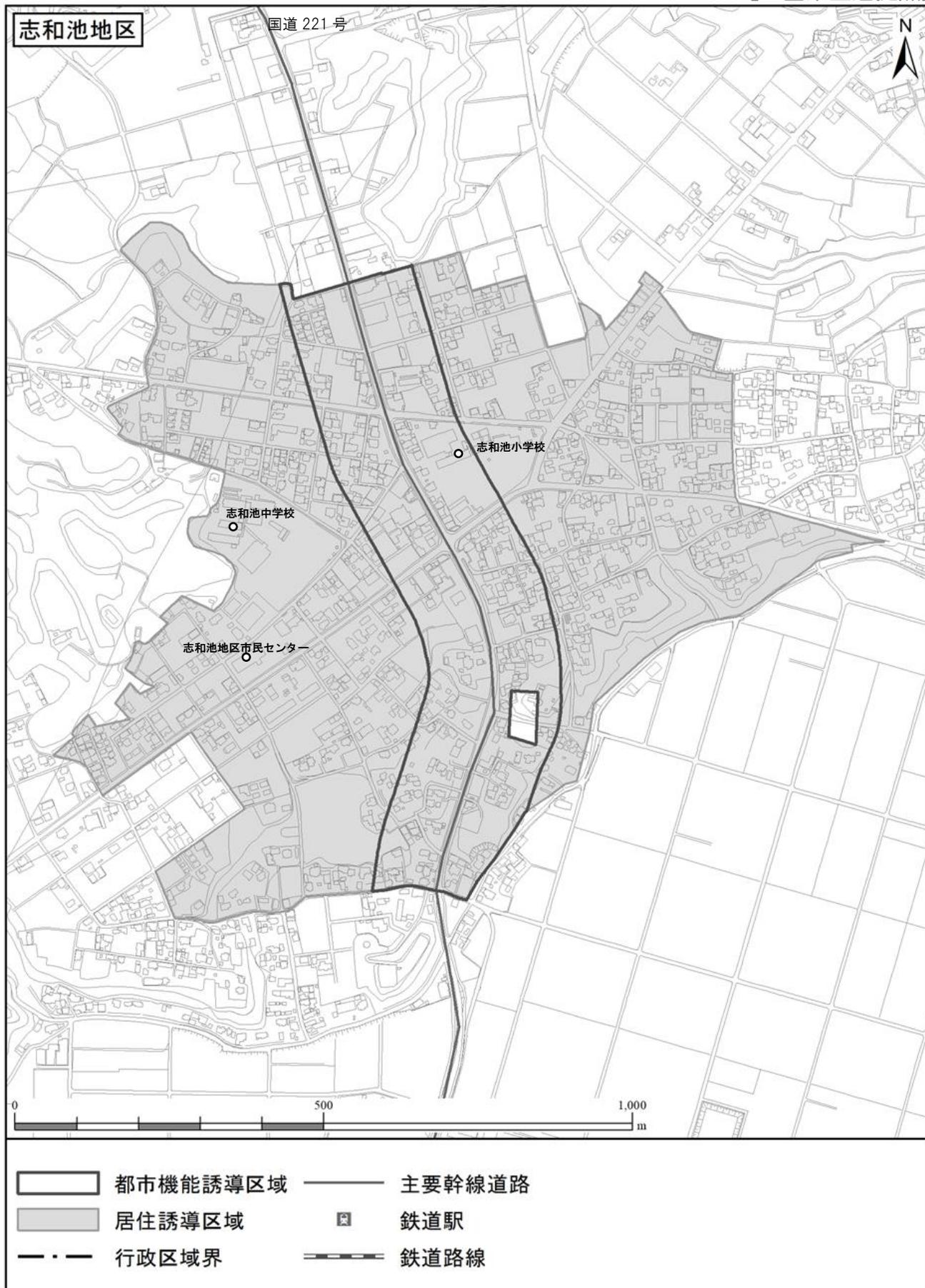
(5) 中郷地区

【田園系生活拠点】



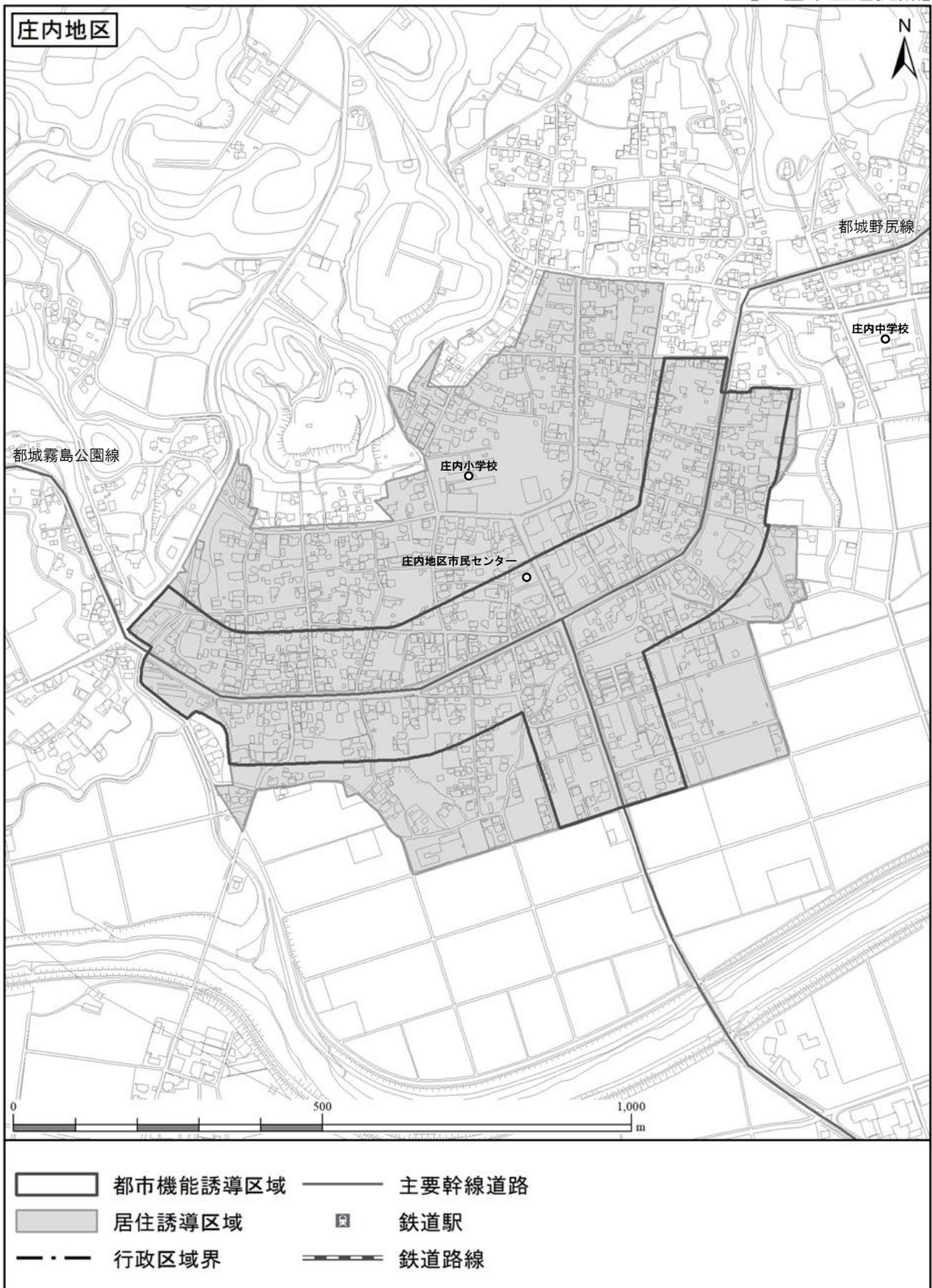
(6) 志和池地区

【田園系生活拠点】



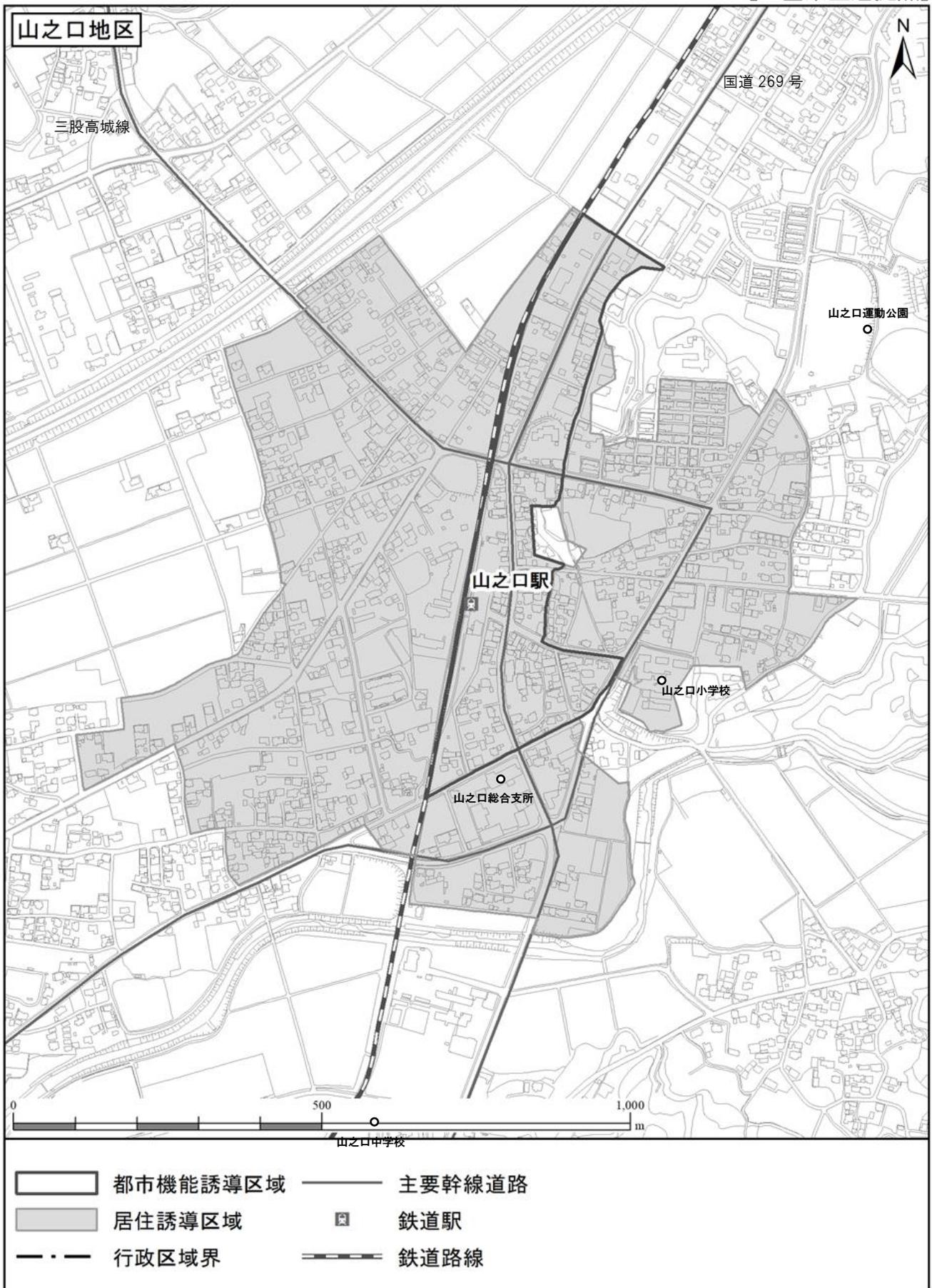
(7) 庄内地区

【田園系生活拠点】



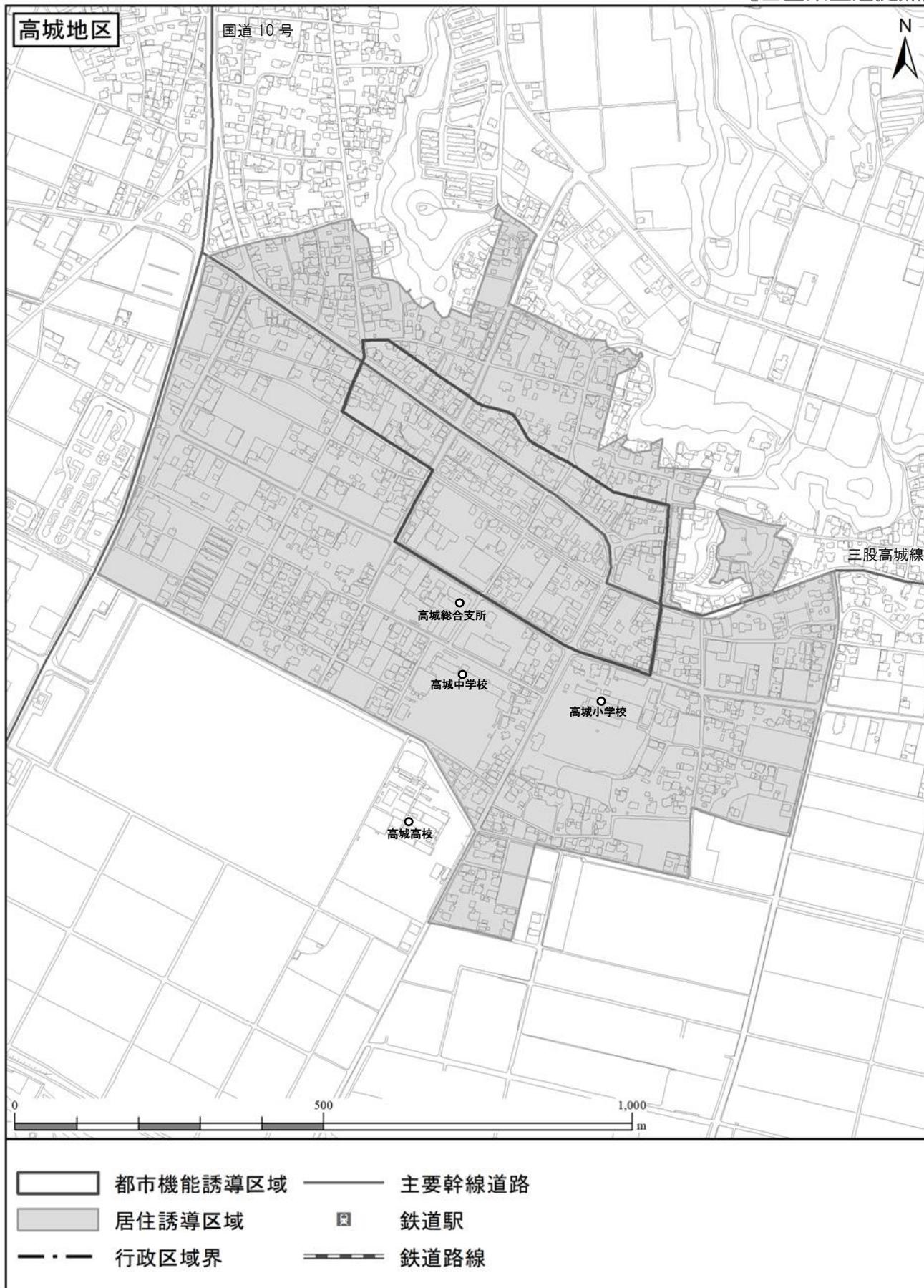
(8) 山之口地区

【田園系生活拠点】



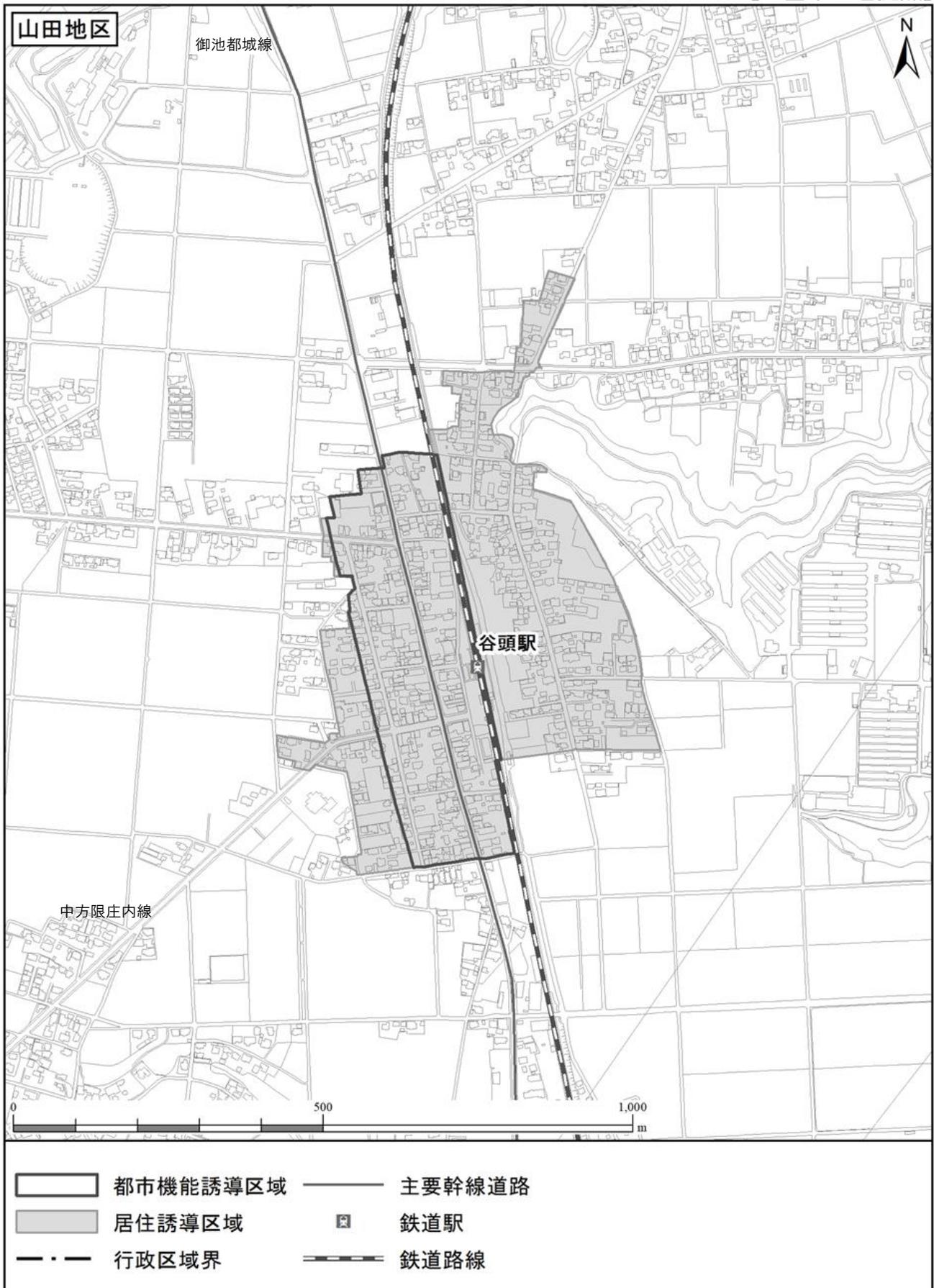
(9) 高城地区

【田園系生活拠点】



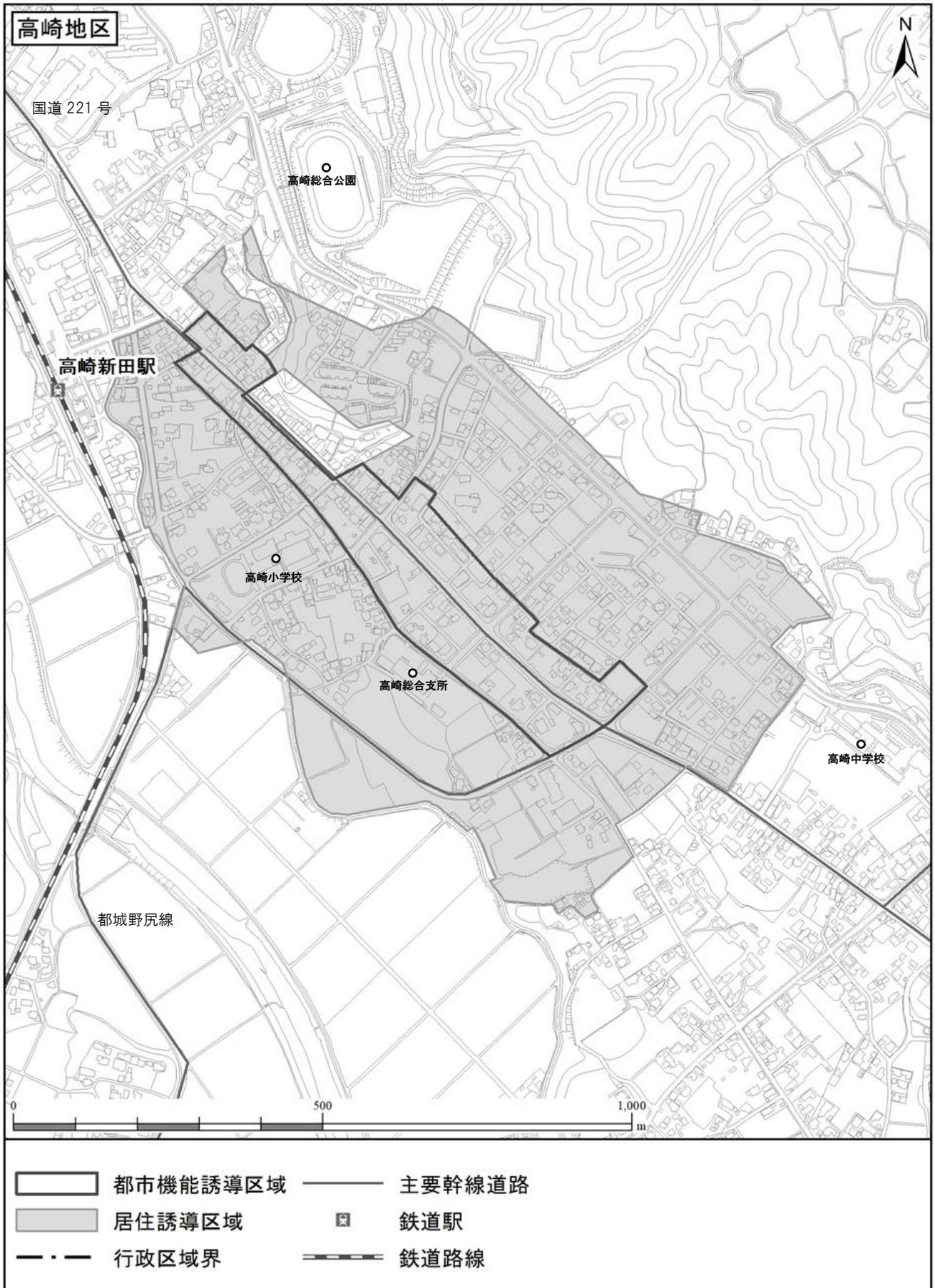
(10) 山田地区

【田園系生活拠点】



(11) 高崎地区

【田園系生活拠点】



# 新 城



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

---

発 行	都城市
発行年月日	平成29年3月31日 策定(都市機能誘導区域) 平成31年1月31日 一部変更
編 集	都城市土木部 都市計画課 宮崎県都城市姫城町6街区21号
電 話	0986-23-2762(直通)
F A X	0986-23-2654
E - m a i l	toshikei@city.miyakonojo.miyazaki.jp

---